

酒販年金制度の発足から廃止まで

1983年(昭和58年4月)

・指定金銭信託契約により、日本信託銀行を総幹事に、安田信託銀行、東邦生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社から、制度配当率 6.5%で酒販年金共済制度を発足する。

1987年(昭和62年5月)

・第百生命保険相互会社を運用に加える。

1991年(平成3年8月)

・協栄生命保険相互会社を運用に加える。

1993年(平成5年5月)

- ・制度配当率を 6.5% から 4.0% に引き下げる。

1995 年 (平成 7 年 3 月)

- ・三菱信託銀行、さくら投資顧問を運用に加える。

1996 年 (平成 8 年 1 月)

- ・制度配当率を 4.0% から 2.5% に引き下げる。加入口数の部分脱退を開始する。

- ・三菱投資顧問、インベスコ投信投資顧問を運用に加える。

1998 年 (平成 10 年 3 月)

- ・安田信託銀行、三菱信託銀行、朝日生命、東邦生命、第百生命、協栄生命を解約し、安田火災プリンソン、シュローダー投信投資顧問と運用契約を結ぶ。

2001年(平成13年9月、10月)

- ・脱退一時金配当率の引き下げを行う。
- ・日本信託銀行が三菱信託銀行と合併し、総幹事は三菱信託銀行となる。

2002年(平成14年4月)

- ・資産運用先は、三菱信託銀行、三井住友アセットメント(さくら投資顧問)、損保ジャパン(安田火災)、シュローダー投信投資顧問、インベスコ投信投資顧問、三井生命グローバル。

2003年(平成15年1月、3月)

- ・クレディ・スイス銀行を經由し障害保険債券を購入。
- ・脱退、選択一時金の配当廃止、その支給要件の制限を

行う。

2003年(平成15年12月)

・酒販年金共済制度の停止を決定し、次の総会において資産を確定し改廃を決議することとする。

2004年(平成16年5月)

・酒販年金共済制度を廃止する。廃止後の加入者への返還を当年から3期に分けて掛金相当額累計の85%での支給を決定する。

以上